

77カードローン

77教育カードローン

約款・規定集

お客様へ

本約款・規定集および商品内容をご確認のうえお申込みください。

1. 申込書は、太枠内すべての項目を、必ずご本人がご記入ください。
2. 審査の結果によっては、ご希望にそいかなる場合もございますので、ご了承ください。

※申込書は4枚複写となりますので、ボールペンで強くご記入ください。

ご提出いただく書類

【77カードローンの場合】

☒	1. 健康保険証
☒	2. 本人確認書類 （運転免許証・パスポートなど）
☒	3. 所得を証明する書類 官公庁発行の課税証明書、所得証明書、住民税決定通知書または確定申告書（写）などのうち1つ

【77教育カードローンの場合】

☒	1. 健康保険証
☒	2. 本人確認書類 （運転免許証・パスポートなど）
☒	3. 所得を証明する書類 官公庁発行の課税証明書、所得証明書、住民税決定通知書または確定申告書（写）などのうち1つ
☒	4. 進学・在学者の確認書類 （合格証書・在学証明書など）

【77カードローン・77教育カードローン共通】

個人情報の利用目的について

株式会社七十七銀行（以下「当行」という。）がお客から個人情報を取得するに際し、予め公表する当行の利用目的は以下のとおりです。法令により定められた場合を除き、以下の範囲内で個人情報を利用するものとし、その範囲を超えて取扱う場合は、予めご本人の同意を得ることとします。

業務内容	○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 ○公共債窓口販売業務、投資信託窓口販売業務、保険窓口販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債受託等の業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	当行及び当行のグループ会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、次の利用目的で利用します。 ○各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため ○犯罪収益移転防止法等に基づく取引時確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ○預金取引や融資取引等における開目管理等、継続的な取引における管理のため ○融資の申込や継続的な利用等に際しての判断のため ○適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる受容性の判断のため ○与信事業に際して個人情報に加盟する個人情報情報機関に提供する場合等、適切な業務遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ○お客様の資産の有効活用や取引の発展を目的として、お客様のニーズに見合った相手先を斡旋する場合等、お客様の同意を得て第三者へ提供するため ○他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ○お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ○市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため ○ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案のため ○提携会社等の商品やサービスの各種提案のため ○各種取引の解約や取引開始後の事後管理のため ○その他、お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため 上記にかかわらず、関係する法律等により利用目的が限定されている特定の個人情報については、次のとおり取扱いします。 ○個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供しません。 ○人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のためには利用・第三者提供しません。

- 注1. ダイレクトメールの発送等を利用目的とした個人情報の利用につきましては、お客様からの申し出により取りやめます。但し、残高等取引に関する報告を行う書面および、それらに記載した商品の案内等は除きます。
 - 注2. お客様本人から書面等（各種預金申込書、ローン申込書、インターネット上での入力データ等）により、個人情報を直接取得する場合は、各種取引の開始時、またはローンの申込時に利用目的を明示します。また、利用目的が明確となるよう、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。
 - 注3. 利用目的は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で変更することがあります。この場合、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上想定できる範囲を超えません。また、利用目的を変更した場合には、速やかにご本人に通知し、または、公表することとします。
 - 注4. 当行における、ダイレクトメール等の郵便物発送に関わる事務、情報システムの運用、保守に関わる業務等に関し、個人データの取扱いの委託を行っております。
- 【プライバシーポリシーならびに保有個人情報の開示請求等にかかる手続等の公表】
当行では、プライバシーポリシーならびに保有個人情報の開示等の請求にかかる手続等について、あらかじめお客様のご理解を得られるよう、当行ホームページに掲載するとともに、窓口でも冊子により配布します。個人情報情報の利用目的と併せてご覧いただきますようお願いいたします。
- また、プライバシーポリシーについては、当行本支店に掲示・備付するポスター、チラシでもお知らせします。
- 【個人情報の取扱いに関するご質問ならびにご意見・ご要望の受付先】
・ダイレクトメールの発送等停止の申し出や当行が所有する個人情報の開示・訂正・削除等に関するお問合せは、最寄りの当行本支店の窓口まで申し出下さい。
- ・当行の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望については、以下の受付先まで申し出下さい。

株式会社 七十七銀行 お客様サポート課
〒980-8777 仙台市青葉区中央三丁目3番20号 TEL：022-267-1111（代表）
電子メール：当行ホームページ（<http://www.77bank.co.jp/>）より

個人データの第三者提供に関する同意条件

私（申込人）は、本申込み及び本取引にかかる情報を含む私に関する下記情報が、保証委託先七十七信用保証株式会社及び株式会社七十七カード（以下「保証会社」という。）における本申込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人情報情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引に必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案等、その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために必要な範囲で、株式会社七十七銀行（以下「銀行」という。）より保証会社に提供されることに同意します。

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全体的情報
- ②銀行における借入金履歴、借入期間、金利、返済額、返済日等本取引に関する情報
- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、私の銀行における取引情報（過去のものを含む）
- ④延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- ⑤銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

個人情報情報機関の利用、登録に関する同意条件

1. 私（申込人）は、株式会社七十七銀行（以下「銀行」という。）が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報、ほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査を含む。）により保証会社に提供されることに同意します。
2. 銀行がこの申込みに関して、銀行の加盟する個人情報情報機関を利用した場合には、私は、その利用した日および本申込みの内容等が同機関に1年を超えない期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
3. 私は銀行と契約した場合には、下記の個人情報（その複製を含む。）が銀行が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査を含む。）のために利用されることに同意します。

登 録 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

また、本申込み及び本取引にかかる情報を含む私に関する下記情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引及び他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人情報情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引に必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案等その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることに同意します。

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全体的情報
- ②保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ③保証金中や保証料金等、保証会社における取引に関する情報
- ④保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- ⑤銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
- ⑥代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

4. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
5. 銀行が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行では受付できません。）

①銀行が加盟する個人情報情報機関
全統銀行個人信用情報センター <http://www.zenginkyo.or.jp/pcc/> TEL：03-3214-5020
株式会社日本信用情報機構 <http://www.jicc.co.jp/> TEL：0570-055-955

②同機関と提携する個人情報情報機関
株式会社シー・アイ・シー（CIC） <http://www.cic.co.jp/> TEL：0120-810-414

※本紙は約款・規定集となっておりますので、大切に保管してください。

77キャッシュローンカード規定

1. (カードの発行)

77キャッシュローンカード（以下「カード」という。）は、当座貸越契約書（77カードローン契約、77ミニ・カードローン契約、77スマートネクスト契約（77モビロト α 契約）、77モビロト β 契約、77教育カードローン契約、77スマートネクスト契約）（以下いずれも「カードローン契約」という。）にもとづいて当行が発行するものとする。

2. (カードの使用)

(1)カードは、カードローン契約にもとづく当座貸越の借入れおよび返済に使用することができます。
(2)カードによる当座貸越の借入れ・返済については、当行および当行がオンライン現金自動支払機の利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動入金引出兼用機を含みます。以下「自動機」という。）を利用することとなります。

3. (自動機による借入れ)

(1)自動機を利用して当座貸越の借入れを行う場合は、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をタッチパネル等により正確に入力していただきます。この場合、当座貸越支払請求書の提出は必要ありません。
(2)自動機による1回あたりの当座貸越の借入れは、自動機の機種により当行（提携先の自動機利用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。
(3)自動機による1日あたりの借入れは、その他のカードによる取引の金額と合算し、12.（1日あたりの払戻限度額）の範囲内とします。
(4)当行および提携先の自動機により借入れする場合には、借入金額と5.（1）の自動機利用手数料金額との合計額が借入れすることのできる金額を越えることはできません。

4. (自動機による随時返済)

(1)自動機を利用して当座貸越の随時返済を行う場合は、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、自動機の画面表示に従って操作してください。なお、当行の自動機以外で当座貸越の随時返済を行う場合、貸残高による返済の取扱いとはできません。
(2)自動機による随時返済は、自動機の機種により当行（提携先の自動機利用の場合は、その提携先）所定の種類の紙幣または硬貨に限ります。また、1回あたり2回返済金額を当行（提携先の自動機利用の場合は、その提携先）所定の枚数による金額の範囲内とします。

5. (自動機を利用しない当座貸越の借入れ・返済をする場合は、)

(1)自動機を利用しない当座貸越の借入れ・返済をする場合は、当行および提携先の所定の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
(2)(1)の自動機利用手数料は、当座貸越の借入れ・返済時に通報および当座貸越支払請求書なしで手数料相当額の貸越を自動的に行ったうえお支払いいただきます。

6. (カードにより意図で当座貸越の返済を行う場合は、)

カードにより意図で当座貸越の返済を行う場合は、当行所定の入金票に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

7. (自動機故障時等の取扱い)

(1)停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードより当座貸越の借入れを行うことができます。なお、提携先の自動機の場合は、この取扱いとはできません。
(2)(1)により取扱う場合は、当行所定の普通預金払戻請求書に記入のうえ、カードとともに提出してください。

8. (カードによる取引金額等の通帳記入)

(1)カードを使用した場合の取引金額等の通帳記入は、通帳を当行の自動機等で使用されたとき、または当行本支店の窓口に出されたときに行います。なお、自動機の機種によっては、この取扱いができない場合があります。
(2)借入金額と自動機利用手数料金額は、それぞれの金額を分けて通帳に記入します。

9. (返済金額と自動機利用手数料金額は、それぞれの金額を分けて通帳に記入します。)

(1)当行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が他人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致するかどうかの方法により確認のうえ貸越業務を行います。
(2)カードは他人に使用されないよう保管してください。また、カードは、折りまげたり、テレビの上など磁気のあるところに置いておくなど使用できなくなる場合があります。
(3)暗証番号は、生年月日、電話番号、住所の番地、車両ナンバー、連続した数字等其他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当行の行名などがカードの暗証番号を尋ねることはありません。
(4)カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されおそれがある場合は他人に使用されたことに気づいた場合には、すみやかに本人から当行へ通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入れ停止の措置を講じます。
(5)カードが盗難にあった場合には、当行所定の返出書を受け取ってください。

10. (偽造カード等による借入れ等)

偽造または意図カード等による借入れについては、本人の故意による場合または当該借入れについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

【77カードローン】

株式会社七十七カードにおける個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意

第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供）

(1)申込人（契約者含む。以下同じ）は、今回のお申込みを含む株式会社七十七カード（以下「保証会社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を保証会社が所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
①各取引所定の申込書に申込人が記載した申込人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等、申込人が保証会社に届出た事項
②各取引に関する申込日、契約日、商品名、商品名、契約額、支払回数
③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
④各取引に関する申込みおよび支払済上における申込人の支払能力を調査するため、申込人が申告した申込人の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジットカード利用履歴および過去の債務の返済状況
⑤「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づいて、申込人の運転免許証、パスポート等によって取引時確認を行った際に収集した情報
⑥保証会社が住民票を取得した場合には、その際に収集した情報
⑦各取引に関する申込人の支払能力を調査するため、申込人の源泉徴収票、取得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
⑧官報や電話帳等一般に公開されている情報
(2)保証会社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を、保証会社の委託先企業に委託する場合には、保証会社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が調査の目的に限って利用する場合があります。

第2条（営業活動等その他の個人情報の利用）

(1)申込人は、第1条(1)に定める利用目的のほか、保証会社が(1)記の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。
①保証会社のクレジットカード関連事業および金融サービス事業（それらに関連して提供するサービスを含む。）、並びにその他保証会社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業内容、関連するアフターサービス
②保証会社以外の第三者から受託して行う当該第2条の宣伝物・印刷物の送付等の営業内容
③保証会社のクレジットカード関連事業および金融サービス事業（それらに関連して提供するサービスを含む。）、並びにその他保証会社の事業における市場調査、商品開発
(2)保証会社の具体的な事業内容は、保証会社のホームページ（<http://www.77card.co.jp/>）に常時掲載しております。
(3)申込人は、前項の利用について、中止の申し出ができます。但し、各取引の規約等に基づき保証会社が送付する請求書等に記載される営業内容およびその他の内容は除きます。

第3条（個人情報保護機関への登録・利用）

(1)申込人の支払能力の調査のために、保証会社が加盟する個人情報保護機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会社に対する当該情報の提供を業とする者、以下「加盟個人情報保護機関」という。）および当該機関と提携する個人情報保護機関（以下「提携個人情報保護機関」という。）に照会し、申込人の個人情報が発登録されている場合には、それを利用することに同意します。
なお、上記の個人情報保護機関に登録されている個人情報保護機関は、割賦販売法および貸付法等により、支払能力（返済能力）の調査のための目的で使用してはならないこととされています。
(2)申込人の本取引に関する各親の当該取引事実に基づき個人情報保護機関に下表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人情報保護機関および当該機関と提携する個人情報保護機関の加盟会員により、申込人の支払能力に関する調査の目的に利用することに同意します。

<加盟個人情報保護機関>

本同意条項に定める加盟個人情報保護機関は以下のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー（CIC）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新街ファーストウェスト15階

電話番号 0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>

個人情報保護機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間
②加盟個人情報保護機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヶ月間
③入会承認日、利用可能枠、貸付残高等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等その返済状況	契約期間中および取引終了日から5年間
④官報において公開されている情報	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

※上記のうち、個人情報保護機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

77カードローン規定

借主は、株式会社七十七カード（以下「保証会社」という。）の保証にもとづく、株式会社七十七銀行（以下「銀行」という。）との当座貸越取引（77カードローン取引、以下「本取引」という）を行うことについて、次のとおり各条項を約します。

第1条（当座貸越口座の開設等）

1. 本取引は銀行本支店のうちいずれか1カ店のみで口座開設できるものとします。
2. 銀行は本取引を使用するため「77キャッシュローンカード」（以下「カード」という。）および「77カードローンご利用通帳」（当座貸越取引用通帳）から自動的に出金し、(1)を発行するものとします。
3. 借主は本取引の返済用口座として、借主名義の77カードローン契約書（当座貸越契約書）（以下「契約書」という。）記載の預金口座を指定します。（以下「指定預金口座」という。）

第2条（取引の方法）

1. 本取引は、カードおよび現金自動支払機（現金自動入金引出用機を含む。以下「自動機」という。）を使用する当座貸越です。
2. 前項に定めるほか、銀行本支店においては、自動機の使用に限り、銀行所定の当座貸越支払請求書に氏名、金額を記入し、届け出の印章を押捺し、通帳とともに窓口に入出することにより、本取引を行うこともできます。
3. 前項の当座貸越の手続きに加え、当該当座貸越を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、銀行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当座貸越を行いません。
4. 本取引は、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または公共料金等の自動支払いには行えません。
5. カードおよび自動機の取扱いについては銀行所定の「77キャッシュローンカード規定」によるものとします。

第3条（自動融資）

1. 指定預金口座へ銀行所定の口座振替契約による出金のため資金不足となったときは、貸越限度額の範囲内で、その不足額相当額を本取引用口座（当座貸越口座）から自動的に出金し、指定預金口座に入金するものとします。この際、カードの提示または銀行所定の請求書と債権の提示とを要しません。ただし、指定預金口座の資金不足が預金の払戻し、②預金額の振替・送金、③第7条の約定返済、④77キャッシュローンカード規定第3条の手数料の支払および、⑤本取引以外の融資取引にもとづく返済による場合は、自動融資の対象とはなりません。
2. 前項の自動融資による出金は、指定預金口座に総合口座取引規定にもとづく当座貸越契約がある場合には、銀行はこの当座貸越の利用限度額を超えた金額について実行するものとします。
3. 指定預金口座に対して同日に数件の口座振替の請求があり資金不足となる時は、銀行所定の引落割合に従い、本条第1項、第2項の自動融資を行うものとします。

11. (盗難カードによる借入れ等)

(1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた借入れについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該借入れにかかると損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
(2)(1)の請求がなされた場合、当該借入れが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。）前の日以降になされた借入れにかかると損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を補てんするものとします。
ただし、当該借入が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合に

は、当行は補てん対象額の1/3に相当する金額を補てんするものとします。
(3)(1)および(2)の規定は、(4)にかかると当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日から明らかでないときは、当該盗難にかかると盗難カード等を用いて行われた不正な借入れが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合に、当行は補てん責任を負いません。
①当該借入が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
A. 本人の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
B. 本人が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に東じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. (1日あたりの払戻限度額)

①カードによる取引（合計）の1日あたりの限度額（以下「払戻限度額」という。）は次のとおりとします。

②貸入の総額は、当行所定の範囲内とします。

③払戻限度額は、当行所定の金額とします。ただし、本人から当行所定の方法により変更の申出があり、当行がその申出を承諾した場合は、その申出の金額とします。

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合、または氏名その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行へ届出してください。この届出の前に生じた損害については、10.、または11.に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

14. (カードの再発行等)

(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (解約等)

(1)カードローン契約の解約または終了に際しては、カードをカード発行店に返却してください。
(2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの使用を不適当と認めた場合には、その使用をおこわりすることがあります。
この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードをカード発行店に返却してください。
(3)次の場合には、カードの使用を停止することができます。この場合、カード発行店の窓口において当行所定の本人確認書類の提示等を受け、当行が本人であること等を確認できたときに取り止を解除します。

①16.に定める規定に違反した場合

②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

16. (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

17. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、カードローン契約に定める契約期限とします。なお、カードローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

18. (規定の変更等)

(1)この規定の条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2)(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

19. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約および77キャッシュカード規定により取扱います。

以上

<提携個人情報保護機関>

本同意条項に定める提携個人情報保護機関は以下のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター（KSC）

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcc/>

※ KSC は、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人情報保護機関です。

●株式会社日本信用情報機関(JICC)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松町41-1

電話番号 0570-055-955

<http://www.jicc.co.jp/>

※ KSC・JICCの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記のKSC・JICC 開設のホームページをご覧ください。

●加盟個人情報保護機関と提携個人情報保護機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人情報保護機関	提携個人情報保護機関	登録情報
CIC	KSC、JICC	※
JICC	KSC、CIC	※
KSC	CIC、JICC	※

※提携個人情報保護機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。
●加盟個人情報保護機関ならびに提携個人情報保護機関が、「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」第3条の規定に基づき、割賦販売法第35条の3の36に規定される指定信用情報機関に指定された場合、当該指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加盟会員の依頼に応じ、当該指定信用情報機関に登録された個人情報加盟会員に提供します。（但し、ショッピング枠払い、ショッピング枠払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いのサービスがないカードについてはこの限りではありません。）

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1)申込人は、保証会社および保証会社が加盟する個人情報保護機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、下記のとおり自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
①保証会社に対しては、第7条記載の意にのぞご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類等）の書類についてはお答えします。

(2)個人情報保護機関に開示を求めるときは、第3条記載の個人情報保護機関にご連絡ください。

(3)開示請求により、万一保証会社の保有する申込人の個人情報の内容が正確でないと認められることが明らかになった場合には、保証会社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条（本同意条項に不同意の場合）

保証会社は申込人が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で申込人が記載すべき事項）の登録をされない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。但し、第2条(1)に同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。

第6条（利用・提供の中止の請求）

本同意条項第2条に本同意条項を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の保証会社での利用を中止する措置をとります。

第7条（お問合せ窓口）

保証会社の保有する申込人の個人情報に関するお問合せや、開示・訂正・削除の申出、第2条(2)の営業目的での利用の中止、その他のご意見の申し出については、下記までお願いします。

〒983-0852 仙台市宮城野区桜岡2-4-22（仙台東口ビル）

株式会社七十七カード 電話番号 022-298-1877

第8条（各取引の契約が不成立の場合）

(1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、および第1条(1)に基づき保証会社が取得した個人情報には以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

①申込人からの新たな各取引のお申込みに際し、当社が貸与目的とする利用

②第3条(2)に基づき提携個人情報保護機関への登録

(2)前項②は、第3条(2)の個人情報保護機関の加盟会員により、申込人の支払能力に関する調査のために利用されます。

第9条（条項の変更）

本同意条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

第10条（合意管轄裁判所）

申込人と保証会社との間で個人情報について訴訟の必要が生じた場合には、保証会社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするに同意します。

4. 指定預金口座への自動融資による入金と同日付での現金・振込および割替による指定預金口座への入金があった場合、銀行は前者を優先して指定預金口座への資金不足に充当するものとします。

5. 自動融資を行った当日に指定預金口座へ入金があった場合は、自動融資した金額を限度に本取引口座（当座貸越口座）へ自動返済を行います。

第4条（貸越限度額）

1. 本取引により銀行から当座貸越を受けることができる極限度額は借主が申込みした極限度額の範囲内で銀行が審査のうえ決定した契約書の範囲で定められます。

2. 前項の極限度額は、銀行が貸越をした場合にも、この契約が適用されるものとします。

第5条（契約期間等）

1. 本取引の契約期間は契約書のとおりとします。ただし、契約期間の満期までに銀行あるいは借主のいずれか一方より特段の意思表示がない場合には、この期間はさらに1年間延長するものとします。以降も同様とします。

2. 契約期間の前までに銀行あるいは借主から延長しない旨の申出があった場合、および借主が満68歳（宮城県県庁市町村若共済加入者からカードローン契約は満71歳）の誕生日を迎えた場合は次のとおりとします。

①契約期間の翌日以降本取引による当座貸越は受けられません。
②当座貸越元金または本取引の各条項にたいがい返済し、当座貸越元金全額返済した日に本取引は当然に終了するものとします。
③契約期間に貸越元金がない場合は契約期間の翌日に本取引は当然に終了するものとします。

④本取引の終了により、カード、通帳は銀行へ提出します。

第6条（利率の変更・利用・損害を含む。）

1. 当座貸越借入の利息（保証料を含む。）は、付利率100円とし、毎月銀行所定の日に、前月の利率および方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。また、銀行が現金による利息の支払を請求したときは、直ちにこれに応じます。

2. 前項の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の利率は、あらかじめ銀行の店頭に表示するものとします。

3. 銀行が特に借主に対して優遇利率を適用した場合には、銀行は銀行の店頭に表示することなく、いつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を中止することができるものとします。

4. 適用利率の利率の変更が生じるときは、所定の手続きが必要となる場合があります。

5. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年18%（年365日の日割計算）とするものとします。

第7条（約定返済）

1. 本取引およびつく毎月元金返済日は毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）（以下、「約定返済日」という。）に約定返済日の前月末日の最終貸越残高に充じた、次の一定額を指定預金口座から自動引落しします。

約定返済日の前月末日の最終貸越残高	約定元金返済額	約定返済日の前月末日の最終貸越残高	約定元金返済額
5千円超30万円以下	5,000円	80万円超100万円以下	20,000円
30万円超50万円以下	10,000円	100万円超150万円以下	25,000円
50万円超80万円以下	15,000円	150万円超300万円以下	30,000円

2. 約定返済日の前月末日の最終貸越残高が5,000円以下の場合は、約定返済日に、約定返済日前月末日の最終貸越残高を返済するものとします。

3. 約定返済日前月末日の最終貸越残高が5,000円以下の場合は、返済用預金口座の残高不足により第9条の自動引落しができない場合でも、銀行は返済の遅延がなかったものとして取扱うものとします。

第8条（随時返済）

1. 前条による約定返済のほか随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券等は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
2. 前項の随時返済は、次条の自動引落しによらず直接銀行の店頭において行います。
3. 前項に定めるほか、通帳を使用し自動機により行うこともできるものとします。この場合当座貸越口座への入金が貸越借入金残高を超えるときは、その超える金額は指定預金口座に入金するものとします。
4. 約定返済が遅延している当座貸越口座への入金については、遅延金に充当し、残額を随時返済とします。ただし、入金額が約定返済額に満たない場合は、入金額を随時返済とします。

第9条（約定返済金等の自動引落し）

1. 第7条による返済は指定返済口座からの自動引落しとします。借主は毎月返済日までに指定預金口座に返済金相当額以上の金額を預け入れておくものとします。銀行は返済日に普通預金通帳（総合口座通帳を含む。）および払戻請求書によらず、払戻しの際、返済にあてるものとします。

第10条（諸費用の引落し）

本取引に関し借主が負担すべき費用は、銀行所定の日に指定預金口座から自動引落しすることに同意します。

第11条（期限前の全額返済義務）

1. 借主が返済に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知・催告等がなくても、本取引によるいっさいの債務につき当期間の利益を失い、直ちに債務を返済します。
 - ①第7条に定める債務の返済を遅し、銀行手続上の書面による督促にもかかわらず、翌々月の返済日より返済しなかったとき。
 - ②支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立もしくはこれに準ずる裁判上の倒産手続の申立があったとき。
 - ③借主の預金その他銀行に対する債権に対する仮差押保、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ④相続の開帳があったとき。
2. 次の各号の事由には銀行の請求によって本取引によるいっさいの債務につき当期間の利益を失い、直ちに債務を返済します。
 - ①銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - ②銀行との取引約定の一つにも違反し、その違反により銀行の債権保全が客観的に必要と認められたとき。
 - ③本取引に関し銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ④住所変更の届け出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行において借主の所在が不明となったとき。
3. 前項各号の事由を必要とする相当の事由が生じた客観的に認められるとき、

前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時期に期間の利益が失われたものとします。

第11条の2（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった後5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等組織につながるものは特殊犯罪暴力団員等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および暴力団員等と次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は銀行に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力団の要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽造を用いたまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前号に準ずる行為。

3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続すると銀行が判断する場合には、銀行からの請求によって、借主は本取引によるいっさいの債務につき当期間の利益を失い、ただちに本取引によるいっさいの債務を返済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時期に期間の利益が失われたものとします。
5. 第3項の適用により、借主に損害が生じた場合、借主は銀行にその損害を請求いたしません。また、銀行に損害が生じた場合は、借主がその責任を負うものとします。
6. 第3項の規定により、本取引によるいっさいの債務の返済がなされたときに、本取引は失効するものとします。

第12条（貸越の中止）

1. 第7条に定める返済が遅延している場合または前2条により本取引によるいっさいの債務につき期間の利益を失った場合には新たな貸越を認めることができないものとします。
2. 前項のほか、銀行または保証会社に対する他の債務が延滞するなど、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第13条（解約）

1. 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。その場合借主は銀行所定の書面により口座開設店に通知し、直ちに本取引による債務を全額返済します。
2. 第11条および第11条の2の各号の事由があるときは、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとします。
3. 前2項により本取引が解約された場合は、直ちにカードおよび通帳を提出し本取引による債務を全額返済します。

第14条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、本取引による債務のうち各返済日が到来したもの、または第11条、第11条の2および第13条により返済しなければならぬ本取引による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができま。この場合、銀行は書面により通知するものとします。

77カードローン保証委託約款

第1条（委託の範囲）

1. 私が株式会社七十七カード（以下「七十七カード」という）に委託する保証の範囲は、私と株式会社七十七カード（以下「銀行」という）との間の「777カードローン契約」にもとづき、私が銀行に対して負担する借入金、利息、損害金、その他一切の償還とし、銀行の方法は七十七カードと銀行との間に締結されている保証契約によるものとします。
2. 前項の保証は、銀行が融資を適当と認め、カードローン専用口座を開設したときに成立するものとし、七十七カードより保証決定の通知は要しないものとします。

第2条（約款の適用）

私が七十七カードの保証を得て、銀行から融資を受けるについては、この約款のほか私と銀行との間の777カードローン契約の各条項を準用し、期日は遅延なく元金を支払います。

第3条（保証債務の履行）

1. 私が銀行との777カードローン契約に違反したため、七十七カードが銀行から保証債務の履行を求められたときは、七十七カードは私に対し何ら通知することなく銀行に対し保証債務を履行して負担するものとします。
2. 私は、七十七カードが保証債務の履行によって得た求償権を行使する場合には、この契約の各条項を適用されるほか、私と銀行との777カードローン契約を適用するものと異なりません。

第4条（求償権の範囲）

1. 私は、七十七カードが前条により保証債務を履行したときは、七十七カードに対しその弁済額全額ならびに弁済および求償に要した費用を支払います。
2. 私は、前項により支払うべき金額について年14.6％の割合の遅延損害金を支払います。

第5条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、七十七カードに対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、七十七カードが適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。

第6条（求償権の事前行使）

私が次のいずれにでも該当したときは、第3条による保証債務履行前でも求償権を行使されても異議ありません。

【77教育カードローン】

七十七信用保証株式会社における個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の収集・利用）

- ①私（申込入）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む七十七信用保証株式会社（以下「保証会社」という。）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用すること同意します。
 - ①所定の申込書に私が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況
 - ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約期、支払回数
 - ③本契約に関する支払開始日の利用残高、月の返済状況
 - ④本契約に関する私の支払能力を調査するためには支払途上における支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の返済状況
 - ⑤犯罪取扱い移転法に基づいて、私の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ②保証会社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一の一部または全部を保証会社に委託する場合には、保証会社が個人情報の保護措置を講じた上で、①により収集した個人情報を当該保証会社へ提供し当該委託先企業が受託の目的に限りて利用することがあります。

第2条（営業目的での個人情報の利用）

私は、保証会社が保証会社の保証事業における市場調査、商品開発の目的のために第1条①②③の個人情報を利用することに同意します。

※なお、上記の保証会社の具体的な事業内容については、株式会社七十七銀行ホームページ（<http://www.77bank.co.jp/>）にてお知らせしております。

第3条（個人情報情報機関の利用・登録等）

- ①私は、保証会社が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に下記個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の告知情報を含む。）が登録されている場合に、保証会社がそれとを借取引上の判断（返済能力または払戻後の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の4、平成26年改正法第8条、貸金業法施行規則第10条の3第三号より、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
- ②私の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、③④に定めたとおり個人情報情報機関に登録され、保証会社が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の各取引上の判断のために利用されることに同意します。
- ③保証会社が加盟する個人情報情報機関各機関の登録情報と登録期間とは次のとおりです。各機関の加盟資格、会員等とは各機関のウェブサイトに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（保証会社ではできません。）。
 - ①全国銀行個人信用情報センター
 - ②株式会社日本個人信用情報機関
 - ③株式会社

2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については相対預金の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により年36.5日とし、日割りで計算します。

第15条（借主からの相殺）

1. 借主は、本取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本取引による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
2. 前項により相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行へ提出するものとします。
3. 第1項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定等の定めによります。
4. 第2項のお書きまたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第17条（代り保証等の差し入れ）

事変、災害、輸送その他の事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷または延着した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書を差入れるものとします。

第18条（印鑑）

銀行が、本取引にかかる諸証その他の書類に使用された印影（または暗証）をこの契約書に押印の印影、指定預金口座の届出印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないことを取扱い取ったときは、それらの書類につき偽造・変造・その他の事故があっても、その為にならば借主については、銀行は責任を負わないものとします。

なお、借主は、盗取された通帳を用い行われた不正な借入の額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

第19条（盗取通帳による借入等）

1. 盗取された通帳を用いて行われた不正な借入（以下、本条において「当該借入」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合は、借主は銀行に対して当該借入の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗取に気づいてからすまやかに、銀行への通知が行われていること
 - ②銀行の調査に対し、遅滞なく借主より十分な説明が行われていること
 - ③銀行に対し、警察署に被害届を出していることその他の虚偽にあったことが推測できる事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該借入が借主の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた日の30日（ただし、銀行に通知することになった後に行われた不正な借入があることと借主が盗取した場合は、30日よりその借入が継続している期間を加えた日数とし。）前日の日曜日になされた借入の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
- ただし、当該借入が行われたことについて、銀行が善意無過失であることおよび借主に過失（重大な過失を除く）があることを銀行が証明した場合には、借主は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかわらず銀行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な借入が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することと銀行が証明した場合には、銀行は補てんしません。
 - ①当該借入が行われたことについて銀行が善意かつ無過失であることと、次のいずれかに該当する場合
 - A. 当該借入が借主の重大な過失により行われた場合
 - B. 借主の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - C. 借主が、被害届について銀行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による暴行社会秩序の混乱に基きまたはこれに付随して行われた場合

5. 銀行が当該借入について借主に貸し出しを行っている場合は、この貸出しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることとできません。また、借主が、当該借入を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
6. 銀行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当該借入を行った金額の限度において、当該借入は消滅します。
7. 銀行が第2項の規定により補てんを行ったときは、銀行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な借入を受けた者その他の第三者に対して借主が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第20条（費用の負担）

銀行の権利の行使もしくは保全に要した本取引に関するいっさいの費用は借主が負担するものとします。

第21条（届出事項の変更）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行に届け出をします。
2. 前項の氏名、住所、印鑑、電話番号その他の届出事項の変更の届出後に生じた損害については、銀行に過失がある場合を除き、銀行は責任を負いません。
3. 借主が第1項の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの通知を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した請求によって、借主は到達しなかった場合には、通常到達すべき時期に到達したものとします。

第22条（報告および調査）

1. 銀行が債権保全上必要と認め請求した場合は、借主の信用状況について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。

借主の信用状態について重大な変化を生じたときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第23条（規定の変更）

この規定の条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

第24条（成年後見人の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出ることとします。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。
3. すてに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るものとします。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
5. 前4項の届け出の前生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第25条（合意管轄）

本取引に関し訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第26条（譲渡、買入れ等の禁止）

カードおよび通帳は譲渡、買入または貸与することはできないものとします。

- ①弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき。
 - ②仮差押、仮処分、差押もしくは競売の申請または破産、民事再生手続開始の申立もしくはこれに準ずる裁判上の倒産手続があったとき。
 - ③租税公課を滞納して督促を受けたとき。
 - ④支払を停止したとき。
 - ⑤七十七カードおよび銀行に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - ⑥この約款の一つでも履行を怠ったとき。
 - ⑦その他前号のいずれかに該当する事実を有することと認めるとき。
- 第7条（保証義務および報告）
1. 私は、（七十七カードが私の資産、収入、信用状態等について調査、説明を求められたときは）ただちにこれに応じ書類作成、諸手続実行等の協力をするものとします。
 2. 私の協力・信用等により負債が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく七十七カードに通知しその指示に従います。
- 第8条（公正証書の作成）
- 七十七カードから請求あるときはこの契約による債務の履行につきただちに強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続をします。
- 第9条（裁判所の合意管轄）
- この契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、七十七カードの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。
- 第10条（約款の変更）
- この約款の条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

保証会社が加盟する個人情報情報機関	
・全国銀行個人信用情報センター http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ TEL：03-3214-5020	
登 録 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不届の有無等を含む）	下記の情報のいずれかが登録されている期間
電話番号、勤務先、勤務先の本情報	
借入金額、借入日、最終返済期日までの期間およびその返済状況（延滞、代弁決済、返済手続、本契約の更新等を含む）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
保証会社が加盟する個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間
・株式会社日本個人信用情報機関 http://www.jicc.co.jp/ TEL：0575-055-955	
登録情報	本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高情報、完済日、延滞等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履歴、強制解約、破産申立、債権譲渡等）
登録期間	①本契約にかかわる申込みをした事実とは、申込日から6ヶ月を超えない期間 ②本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間 ③契約内容および返済状況に関する情報は、契約継続中および完済日から5年を超えない期間 ④取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から5年を超えない期間 ⑤遅滞情報は延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年を超えない期間
・株式会社 http://www.cic.co.jp/ TEL：0120-810-414	
登録情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

